

令和8年6月8日

令和8年5月12日付「受動喫煙防止条例の制定を求める要望書に対する  
再要望及び回答依頼書」に対する仙台市の回答に対する意見書

NPO 法人禁煙みやぎ 理事長 山本蒔子

仙台市民 109 万名の健康を預かる仙台市健康福祉局保健衛生部長からご回答を頂きありがとうございます。回答書で述べられたように、「受動喫煙に関しましては、健康への影響が明らか」であることを、まずは踏まえる必要があると私どもも考えております。厚生労働省の推計では、全国で年間約 15000 名が受動喫煙で死亡するとされており、交通事故による年間死亡 2663 名(令和 6 年)や、火災による年間死亡 1451 名(令和 6 年)と比較すると桁が違う死亡数です。喫煙による全国の死亡数は、約 19 万名で、最大と言ってよい健康問題といえます。

WHO は、受動喫煙の問題の大きさを憂慮し、世界タバコ枠組み条約 FCTC を制定して、喫煙から健康を守る方策を世界に示し、日本も批准しております。しかし、単なる呼びかけや啓発のみでは、改善が困難で、日本は受動喫煙に対しては世界の後進国であったため、国は、令和 2 年 4 月 1 日より改正健康増進法を全面施行し、受動喫煙対策を大きく進めました。多数の人が利用する施設や飲食店、職場などの屋内は原則禁煙とし、多くの公共施設の敷地内も原則禁煙とされました。さらに、最大 50 万円の過料(罰金)が科されることも定められました。

このような法律が施行されることにより、効果は大きく、法の施行後、国の実施したアンケート調査では、屋内で受動喫煙を経験する頻度は大きく低下しました。一方で、屋外の公共空間である、道路や公園で受動喫煙を経験する人の割合は、屋内を上回るようになりました。人口の多い大都市である政令指定都市で特に問題となることは当然といえます。改正健康増進法は、屋外の公共空間においては、「配慮」を求めるのみで、「禁止」を求めています。全国の多くの政令指定都市で、道路や公園における受動喫煙を防止するよう「配慮」が呼びかけられましたが、十分な効果を得ることができませんでした。

その結果、仙台市を除くすべての政令指定都市が、受動喫煙防止のため、条例を制定しました。都市により制定の時期や内容および名称は若干異なりますが、道路や公園における喫煙を規制するために、問題が大きい地区には、過料を含めた「禁煙」を求めるという方針でほぼ一致しています。詳細は、「禁煙みやぎ」のホームページ資料をご覧ください。さらに各都市でもより強い方向に規制が進み、この 2-3 年で大阪市・横浜市・福岡市で、公園の全面禁煙が決まりました。

一方で、仙台市は、「受動喫煙防止対策ガイドラインを策定するとともに、イエローグリーンキャンペーンへの参加など、たばこの煙の影響への配慮に関する啓発などを行ってまいりました。」と回答していますが、残念ながら、勾当台公園の一部において灰皿周囲にたむろする人々の数は、毎日数百名を超えていることが報道され、一時は、仙台市職員が現場で受動喫煙防止ための配慮を求めた啓発活動を行ったこともありましたが、功を奏することなく、数年間この状況を改善させることはできませんでした。現在、仙台市は灰皿を

公園内の別の場所に移動していますが、引き続き1日に数百名が喫煙し、非喫煙者は立ち入ることができない状態で、紫煙は周囲の道路に流れています。また、仙台市の人通りの多い道路やその隣接地における喫煙もしばしば目にします。「受動喫煙防止対策ガイドライン」を独自に作成されたことには、敬意を表しますが、残念ながらこれに基づく具体的活動や功を奏した実例を、仙台市民に経緯がわかるように示していただいたことはありません。

市民の健康を守り、推進する立場から、全国の他の政令指定都市における取組にも学び、あらためて、有効な策を講じる議論をはじめべきではないでしょうか。私どもも是非お力になりたいと考えています。

付記) データの出典については、過去の要望書およびそれに添付した資料(禁煙みやぎ HP にも掲載)をご参照下さい。